第5回分科会のまとめ2018/11/17

出席者：S、O、HM、HG、N、M

「祈り」

これまでの簡単な振り返り：

Justiceだけでは足りない。他にrighteousnessが必要である。

前回は、freedom to develop the capabilities （その人特有な能力の社会展開の自由）についての話。これは、アマルティア・センのCapability Approachと関連深い。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

第5回（今回）：カトリックの経済学

Key words: ①consideration、②freedom of contract (liberty of contractではない)、　③our faith challenges the tyranny of mammon

キーワードの訳：①約因（契約の原因）、②契約の自由(freedom)、③マモン（悪富）の専制に挑むわたしたちの信仰

＊教皇の思想は日本語では説明が難しい。西洋言語の場合、「正」「自由」「義務」「国」などに2種類の言葉があり、宗教用語と世俗用語の使い分けが出来るが、日本語にはそれに対応する2種類の言葉はない。

・たとえ、話の内容が完全に分からなくても、自分は分からないではなく、ネットワークを広げることが必要である。旧来の「分かりやすい思想」「地上の楽園を求める思想」（これは耳に心地よい）で、この世の中を進めていけば、間違いなく「人類の破滅」が訪れる。Ex.トランプの登場、イギリスのEU離脱、日本の憲法9条改訂問題etc.

**・「月賦払いで買ってしまった第三次世界大戦」（A future of the faith by Pope Francis）：**

即ち、balance sheets（貸借対照表）を持つタイプの諸々の経済は、人間をカネという偶像にとりつかれた亡者とし、武器の製造販売を極めて健全なものと感じさせてしまいます。この経済システムは、生き延びるために、必ず戦争を引き起こします。難民キャンプで、飢餓に苦しむ子どもたちを思い致すことはなく、難民となることを強制していることに気付くこともありません。（第一回People運動の地上会議での演説）

「福音のよろこび」に「プエブロ」が出て来ることをM神父様が指摘していたが、people（プエブロ）はフランシスコの最重要key wordである。

**・悪富(mammon)の正体：**

それは、貸借対照表と損益計算書とからなるaccrual accounting（発生主義会計）である。（貸借対照表参照）上部は年度末の時点で計測する静的金額（止まっているお金）で、下部は一年間で累計する動的金額（動いているお金）で、上部をストック、下部をフローと言う

現行経済とカトリックの経済の比較

現行会計は、期間会計（一年ごとに成長することがmustになる）であるのに対して、カトリック経済は結果を問わない、何年でも待つ（cf.放蕩息子、ぶどう園雇われ人）、その人が出来ることをする。現行経済は、金銭会計（全てを金銭に換算。Ex.ブランド力の購入対価、のれん代）であるのに対し、カトリックの経済はカネではない（「金持ちが神の国に行くのは、ラクダが針の穴を通るより難しい」）。現行経済は減価償却(depreciation)であるのに対して、カトリックの経済は、増加感謝(appreciation)である。「家造りの捨てた石が隅の親石になる」。

利益は、一年間に入ってきた累計金額（収入）から一年間に出て行った累計金額（費用）を引いた金額で、これが、次年度に、持ち分所有者、経営者、内部留保に配分される。従業員に払われる給料は、費用にカウントされ、利益から配分されるものではない。それ故、利益を増加させる手段として、費用である給料（人件費）の削減が検討される。

＊期間会計：　年度ごとにほぼ一定金額発生する「固定費」（Ex.負債から発生する利払い費、設備等の資産から発生する減価償却費）がある。この費用を上回る収入を獲得しなければならない。この辺りが、教皇の言う「月賦払いで買ってしまった第三次世界大戦」の由来である。

＊金銭会計：もともとeconomyはオイコノミー（ギリシア語:οικονομία）に発する言葉で、家の経済のことを表す言葉であった。しかし、現在、主婦業、親業は金銭会計には表れない。現行economyは｢家の経済｣を表わしていると言えない。本義からの乖離。

**・People運動の地上会議 (the World Meeting of Popular Movement)**

the Worldは「この世」のこと。あの世はthat world である。

「『信仰』と『愛』という二人の姉の間に立つ妹である『希望』は、二人の姉の手を取って前に向かって引っ張り続けるのです。これが市民社会の役割だとわたしは考えます」（2017年workshop「市場・国家。市民社会の関係性を変化させることについて」にてフランシスコの演説）→今、これが逆になっている。市民が国家･市場に引っ張られている。

2015年のボリビアにおける第2回People運動の地上会議で、教皇は、現行経済の構造的不道徳(structural immoral)を厳しく批判した。

「私達の信仰は革命的です。なぜなら諸悪の根源となる富(mammon)に挑むものだからです」と教皇は述べている。

現行経済システムの「独裁潜行」：「必要悪」とされてしまうが、これは「イエスの計画」に反しているとして教皇は強く非難するようにと呼びかけている。この独裁は、株式会社(corporations)や債権取立代行者、ある種の「自由貿易」協定の名のもとに潜行する。自由貿易協定も信頼のないところで結ぶと、｢餅は餅屋｣のメリットでなく所謂[モノカルチャー](https://ja.wikipedia.org/wiki/モノカルチャー)のデメリットが高まる。

「排除と格差の経済にNoと言いましょう。人の行為ではなくお金がものを言う経済にNoと言いましょう。この経済は人を殺します。この経済は人を排除します。この経済は母なる地球を破壊します。本当の経済は財を蓄積するだけのメカニズムではありません。むしろそれは私達の共通の家、つまり地球を適切に管理運営することを意味します。・・中略・・本当の経済とは、財の過不足平準化、すなわち全人類への財の適切配分(fitting distribution)のことです」。

**・economyの本来の意味が誤解されている：**

これが、利益最大化原則が唯一の約因となってしまう原因である

日本語の「契約」に当たる英語には二種類ある。

covenant： 神と人との契約で、神から提示される条件を人がそのまま受け入れることで締結される。

contract：人と人との契約で、契約者双方が交換し合う物事について相等性(adequacy)があると考察した後締結される。

　上記（下線部）のような考察のことを英語ではconsiderationと言い、これには「約因」という和訳がつけられた。なお相等性の判断は双方の独自の価値観で行われる。相手の価値観に干渉してはならないし、国家司法も干渉してはならない。「蓼喰う虫も好き好き」→各人が独自の価値観を持つように促される。

日本国憲法第13条：GHQは、「rights of the people とthe common good」の関係については、神と人との契約(covenant)によって規定されると考えていたと思われるが、日本語訳されるときに、それは反映されなかった。

普天間基地の辺野古移設が、沖縄と日本の人々の「約因」が得られぬままに進められようとしている。現行第13条｢個人の尊厳と公共福祉｣のGHQ憲法原案が、JapanとJapanese双方に約因が成立していることを前提としているので、この原案に照らすなら辺野古移設は憲法違反となるのではないか。ただしこの原案条文も、1946年に日本語訳される時、considerationを「約因」として捉えられていない。誤訳されている。

・**西洋社会では二種類の事業体がlegitimate（地上世界の法律によって正しいとされる）であると認められている：**

Workersが他者からの指示を受けながらcooperate（corporateとは違う）する事業体（株式会社）と、workers自らのintelligenceとfreedomを行使することによってある意味”work for themselves”（自分たちのためにwork）する事業体

1991年の回勅Centesimus Annus（ヨハネ・パウロ2世）は、東側経済、共産主義や社会主義を強く批判している。しかし、経済自由(economic freedom)を強調するのも問題だとも言っている。「・・man（人間）が、生きるために生産し消費する主体ではなく、単なる財の生産者・消費者と見なされるとき、economic freedomはthe human personとの必然的な関係性を失い、ついにはそれを疎外し抑圧するに至ります」

「CST（カトリック社会教説）はあるべき経済モデルを模索する上で有用」：workersが他者からの指示に従って働く事業体ではなく、workers自らのintelligenceとfreedomを行使することによって、ある意味「自分たちのためにworkする事業体」が、あるべき経済の鍵ととらえられる。前者の事業体はcorporate（英）、Gesellschaft（独）と呼ばれ、後者はpartnership（英）、Gemeinschaft（独）と呼ばれる。

費用対効果（利益/費用を％表示したもの。費用80円で利益20円ならば25％になる）を1980年からグラフにしてみると、Centesimus Annusが出版された1991年には、後者partnershipと前者corporateの曲線が交差し、逆転が起き、partnershipがcorporateを凌駕する変化が起きている。Partnershipの費用対効果は、80年代にはマイナスの値であった。費用をかけてせっせと赤字を作っていた。→パススルーによる個人所得税の削減。

・**PartnershipとCorporateの相違点：**

契約法、会社法、会計法、税法(income tax)の観点から見た比較は資料（P5）参照。

契約法：partnershipはfreedom of contractで、corporateはliberty of freedomである。

Freedom of contract：「結婚契約」の「約因」はお金ではない、が好例。

Liberty of contract:利益最大化原則、「約因」はお金

Partnershipはvirtue ethics & values に立脚し、corporateはutilitarian ethics & valuesに立脚する。その結果。それぞれの契約法、会社法、会計法、税法は異なる。社会にvirtue ethics & valuesが組み込まれていなければ、partnershipを成立させる契約法、会社法、会社法、税法は人々に支持されず、partnershipという事業体制度は成立し得ない。日本社会にはvirtue ethics & valuesは組み込まれていない。従って、corporate（株式会社）制度は根付くが、partnership制度は根付かない。

安倍首相は、働き方改革の一つとして「裁量労働制」を導入しようとしているが、株式会社の従業員に「裁量労働制」を適用するのは無理がある。株式会社の従業員は、自らの裁量ではなく「他者からの指示に従って」働いているからだ。一方、partnershipは「結婚」にたとえられる。夫婦の間で、「8時間労働」が命じられることはない。夫婦は各々自分の裁量によって動く。この様に「裁量労働制」は、corporate（株式会社）ではなく、partnershipで成立するものだ。その土壌のない日本では、これは成立し得ないものである。

**・Justice as Fairnessよりも優先する”something”:**

1980年にヨハネ・パウロ2世が、Is justice enough?と問いかけ、これに対して、No, but mere justice is not enough.と教皇フランシスコが明確に応答したのは2015年である。また、「justice as fairnessよりも優先する“something”を各人それぞれ持つ」（ヨハネ・パウロ2世1991年回勅Centesimus Annus34）という考え方は、フランシスコのfreedom to develop the capabilitiesの考えに近い。

「各人自らの尊厳に従い、既存のjusticeを逸脱するかも知れないことを行うときは、共通善に貢献する可能性がなければならない」と、ヨハネ・パウロ2世もフランシスコも考えている。（Laudato Si’ 196参照）

「社会全レベルに現れるcapabilities（特有能力）を社会展開するfreedomを受け入れ、それを行使する者達は、共通善に関し一段感度を高めた応答責任を負う」

この「共通善に貢献する可能性」の有無を判断するのは、第一に「その人自身」である。

→そのとき、特に、若者によるverification（矛盾、不都合がないかを検証する）が大事である。（Centesimus Annus 50参照）

**・****ただ税を納めることだけに関心を持つだけでなく、むしろ自分自身のやり方で、黙々と社会を支え(sustain)ている人々もある。**

自身で行動を起こし、solidarityを生みだし、もっとも困窮している人々を助けるorganizationをcreateしている。Organizationは有機的組織体であり、人の顔がある。

世界宗教の中でWestern Christianity（西方キリスト教）世界においてのみ、国家権威と宗教権威が拮抗併存している。（マックス・ウェーバーが指摘）

それ故、西洋社会では、state sphereとnon-state sphereが、そしてutilitarian ethics & valuesとvirtue ethics & valuesが拮抗併存している。たとえば、事業体組織では、corporate（workersが他者の指示に従って働く）とpartnership（workersが自分のために働く）が拮抗併存する。

西洋世界は、税の目的は、社会の維持発展であって国家の維持発展ではない。日本は社会＝国家になってしまっている。西洋世界には、教会税と国家税が両立している国や、partnershipには国家徴収税であるcorporate income tax（日本：法人税）を課していない国もある。「カエサルのものはカエサルに、神のものは神に」

米国：　partnershipに国家は優遇税制を与え「国家でなく、peopleが社会を維持・発展させる」ことにincentiveを与えている代表格の国。（国家から見て治外法権）

その米国で、教皇フランシスコが演説を行ったが、この考えに賛同する者が民主党には多いが、共和党には少ない。

＜Nからの質問：who are not concerned simply with paying their taxes, but in their・・の箇所の訳に関しての質問です。be concerned with は、「関係して」「関心を持って」の意味ですから、「税金を払うことに関わる」→「税金を払う」と単純に解釈してはいけないのですか？敢えて、「関心を払う」と訳すべきなのですか？＞

＜S回答：Nさんの和訳である「ただ税を納めることだけに関心を持つだけでなく」が適訳でしょう。私の訳「関心を払う」はpayingの嵌まり所をミスりました。ただ、ご指摘の「ただ税金を払う」とするのは避けたいと思います。｢納税の義務｣の英訳にはtax liabilityとtax obligationの二つがあり、前者は国家税の納税義務、後者は教会税の納税義務を元々は意味します。教皇が国家の連邦議会で演説し「not concerned simply with paying their taxes」と言っているのですから、聞く人が聞けば「ただ国家税を払うだけでなく」と言っていることが分かります。即ち｢国家税を国家に払って、国家が社会の維持発展を行う｣だけでなく「the people自らの手で社会の維持発展を行う」ことにも米国のmen and womenは「関心」を持っている。つまり、peopleが租庸調の｢庸｣をnon-state sphereに対して行うobligationを、people自らの関心事を実現することで直接に果たしたいとpeopleは考えている。

ここまで詳しい説明は無理でしょう。ですので「関心」という日本語を敢えて入れて、このニュアンスを少しでも出せないでしょうか。＞

**・corporateはかつて、教会関連組織を意味した。**

（教会の身体手足Corps du Christ：仏語）　1891年回勅Rerum Novarum 53

Churchに属していたはずのcorporateは、State（国家）に略奪された。その経緯は、上記Rerum Novarum 53参照。トマス・アクィナスも「人間は、地上世界における所有物を私個人のものと考えてはならない、むしろ、皆と共通(common to all)のものと考えるべきです」と述べている。しかし、自分または自分の家族に必要なものまで割いて他人を助けよと命じているのではない。また、自分にふさわしい生活状況を維持するに必要なものまで投げ出せと命じているのでもない。「・・必要なものが供給され自分達の生活状況がfairlyに考慮されているならば、余剰物を困窮者達に与える義務(duty)が生じます」とトマスは言う。

「余ったものは施せ」（ルカ11-41）

これはjusticeから導かれるdutyではありません。人間が考えたに過ぎない法と審判は、

Christ the true Godのthe laws and judgmentsに席を明け渡さなければなりません」。

・**1908年、T型フォードの量産開始(Fordism)**

**Corporate（法人企業）とstate（国家）によるcorporatismか経済活動の中心に**

**＜S補遺：｢法人｣という日本語には英訳が二つ対応する。****legal personとcorporate。即ち日本語ではlegal personとcorporateを分離できない。その歴史的背景を説明する。**

**1891年回勅Rerum Novarum 53にある様に、19世紀西洋各国家でcivil lawが整備され、corporateこそ唯一のlegal personであるという法理（legal doctrine）が形成された。この時期に明治維新を迎えて西洋の法制度や経済制度を取り込んだ日本は、legal personにもcorporateにも｢法人｣という和訳を与えてしまった。＞**

Churchに属していたはずのcorporateがState（国家）に略奪された背景には、シュワブ教授（ダボス会議の議長）の言う「第二次産業革命 ― 大量生産の開始」がある。

チャップリンが映画モダンタイムスで風刺したように、「人間」は組立生産ラインに張り付いてネジ締めする「歯車」となった。ここに、corporateが定着した。

大量生産ができるようになった。「需要と供給」「公正市場価格」「安定成長」といった概念が生まれ、**「近代経済学」**が始まった。年度毎に利益を発生させることを特徴とする発生主義会計手法が完成し、これを使うことが当然となる事業体が生まれた。

この事業体は、国家にとっても必須となる。①年度ごと、事業体に発生する利益、②従業員に安定的に支払われる給料(salary)。①②の両方から税金を徴収すれば、国家歳入が潤沢で安定したものになる。更に、経済インフラ(economic infrastructure)、即ち、自動車産業では「高速道路網」、家電業界では「発電、送電網」がこれら事業体存続の基礎にある。経済インフラを国家が税収を使って整備すればするほど、自動車や家電の需要は拡大し、事業体利益は拡大し、従業員給料は昇給し、国家税収が拡大し・・という経済好循環が生まれる。**これが、高度経済成長の正体である。**

**国家はこの事業体にcorporateという尊称をつけこの経済運営法をcorporatismと呼ぶようになった。**

**・fair market value （公正市場価格）**

**この概念が主流になったのは20世紀なってからである**

今でこそ、公正市場価格（fair market value）は、不可侵と言っていいほどに経済規範の基礎にあるが、そうなったのは、実は百余年前のことである。市場主義(marketism)と呼ばれるこの経済規範は、今現在justiceだとは言えるが、righteousnessだとは言えないし、恐らくこの先も言えないだろう。

「安ければ買う」の需要曲線と「高ければ製造する」の供給曲線が市場に形成されるほど大量に「同じ物」と見なせる規格品が製造され、人々に知れ渡って、初めて「公正」市場価格というものが成立する。公正市場価格は、第二次産業革命によって「大量生産」が始まって、始めて成立した概念であり、極めて唯物主義(materialism)的、世俗的(worldly)な規範概念なのだ。

公正市場価格の概念では､もはややりづらくなっている例を挙げる。

リニア新幹線のトンネル工事･レール敷設は、ミクロ単位の工事であり、現実的にそれができるのは鹿島建設だけであるのに、鹿島だけが受注を受けることになると、「談合」ということになってしまう。

第二次産業革命が始まる19世紀終盤以前の経済概念は？：

ある物事とある物事を交換し合う当事者達がその都度決める衡平価値(equity)が規範となっていた。交換し合うほどに良く知り合って取引partnerとなった当事者間で、その都度成立する当事者間衡平価値(equity as between **the** partners)が守るべき規範となっていた。

現行経済の問題点：物事を価値評価する側の人間も一人一人違う。そのような一人一人を「顔のない」合理的な経済人(homo economicus)として扱い、「安ければ買う」の一つの需要曲線の上に載せるのは、一人一人の個性、personality ,一人一人が持つ価値観(values)の違いをあまりにも軽視している。

確かにこのような違いを「軽視」することで、近代経済が成立し、ある種の高度経済成長を達成できた。しかし、もう、この「軽視」によって私達が失うもの、破壊するものが無視できなくなっている。

**・Augusto Zampini Davis神父**

1960年代後半アルゼンチン生まれ。1993年に20歳代後半でLLBの学位取得。米系Law Firm大手でLawyerとして勤務（1993-1997）。その後、神学を学び、2004年に30歳代後半で司祭叙階。倫理神学(virtue ethics)の講師を勤めると共に教区司祭（2004-2009）をした後、2009年から英国留学。Amartya SenのCapability Approachを研究。2010年から現在までCAFOD (the UK Catholic Agency for Overseas Development)アドバーザー。2014年博士号取得（テーマは次項参照）。現在は、2017年1月に新設されたDicastery for Promoting Integral Human Development (integralな**人間開発のための部署)の運営に関わり、Vaticanで中心的Directorを勤めている。**

**米系Law Firm大手のBaker & McKenzieのlawyerとしてcorporate law やM&A訴訟を手がけた経験がある。悪富(mammon)の代表格であるcorporateの表も裏も知り尽くし、しかも語学堪能で教皇フランシスコの懐刀となり、Laudato ‘Siの骨子を手がけた。**

**・2016年9月26日　英ダラム大学カトリック研究センターで、「Freedom概念：カトリックの観点からアマルティア・センを読む」が開催され、ザンピーニ神父は「CST (Catholic Social Thought)とCA（Capability Approach)の比較）」を講演した。**

**・特定の政治経済的解決策が単独で功を奏すことはない。全ての者が噛み合って事に当たる(engagement)ことが重要。**

**・・CA（Capability Approach)** は、社会変容を意図したものではありません。それは「穴埋めすべき様々な情報に関する」open-minded（回答形式が自由）な言語なのです。(Amartya Sen)

**・・CST (Catholic Social Thought)：広く意見の一致を見ることが難しい環境問題が確かに存在します。ここで私が繰り返し申し述べたいのは、the Churchは、科学的な問題を解決したり、政治家の代わりを務めたりすることが自分の任務であると思い込んではいけないということです。ただ私は、個々の利害関心やイデオロギーによって共通善が損なわれないようにするためのhonest and openな討論を奨励しようと気を揉んでいるのです。（Laudato ‘Si 188）（教皇フランシスコ）**

この**Laudato ‘Si 188が伏線となり、Jesus wants us to be saints and not to settle for a bland and mediocre existence. (Gaudete et Exsultate1.)の言葉が出て来た。**

「今、私達が生きている社会環境に未曾有の破壊が起きている（**Laudato ‘Si 20-59）**

**この「時のしるし」に一人一人が傷みを持って気付き、なし得ることを見つけ出す（Laudato ‘Si 19）**

**この目的のためにLaudato ‘Siは、三つの資源を使う。①今現在入手可能なbestなscience。②社会環境危機の影響を既に受けた世界中の諸々の共同体が経験した物事。③神がお示しになった「創造の福音」の眼差し。**

**従って私達は、経済科学の一つの好研究であるSenのCapability Approachによって、特にその特異的な経済学理解を通して、Catholic Social Thoughtの持つ状況認識を補強することが期待できる。**

**キリスト教共同体としての義務は、それぞれの地域(country)の実情を具体的に分析し、それを普遍の福音の言葉と照合して、教会の社会教説から行動の指標を引き出すことです。（1971年書簡Octegesima Adveniens, 4）**

**・Integral Human Development**

**All the person All persons**

すべてのそれぞれに独特なペルソナ（単数形）　　全ての定冠詞のつかない人間達（複数形）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1％の富裕層が世界の46％の富を

支配している

「倫理的理解による経済学」を開発する必要がある（1987年回勅）

経済成長は無条件にhuman fulfilmentにつながるという主張に異を唱えた（「福音のよろこび」）。

確かに自由貿易による現在のグローバリゼーション・システムはかつてない物質的成長をもたらしが、それは富の偏在を伴うものであった。

**一方において惑星地球とその自然環境を破壊し、他方において－極端な格差—人間の一致団結を損なうものだった。**

**――――――――――---――――――――――-------------―――――――――――――質疑応答**

・partnershipがしっかりあった西洋社会の19世紀以前の2000年間を日本は知らない。ここ50年で、西洋は、partnershipをlegal personとして(再)法制化してきた

（日本にも古来から頼母子講や富士講といった｢講｣や｢寄り合い｣があるが、近代化以降の民法でlegal personとしてキチンと認め法整備されるには至っていない。）

・西洋でpartnershipが法整備されているととても思えない。

→日本だけを見ればそう感じるのは当然。西洋社会ではここ百数十年で corporateが事業体の主役として突然出て来て、冷戦終結後これがおかしいと感じ始め、19世紀以前の事業体形態の主役であったpartnershipを20世紀末から大規模に法整備し直した。

LLC（アメリカ）、GmbH（ドイツ）

米国実データの紹介：　ここ40年間で事業体形態の主役がcorporateからpartnership（LLC）に大規模に移ってきている。[ここ](http://llc-research.jp/~archives/Papers/IRS/IBD%20Table1%201980-2013/graphs%2020180327.pptx)に示した三つのグラフはこのことを如実に示している。

・数式化されないものが現実に適用されていないように思うが

→それは、publicはrationalであるとする近代世俗的合理主義に囚われた現実観(reality view)だ。実際には西洋社会においてポスト世俗化（post-secularization）は日本人の想像を遙かに超えて進んでいる。彼等の現実には宗教が組み込まれている。

また、最新の量子論が、素朴現実（naive reality、誰もが客観的に分かる現実だけが現実だとする考え方）の外に、同時進行する複数のrealitiesがあり、それらが人間による観察によって一つのrealityにcollapse（収縮）することを実証し実際の応用が始まっている。例：量子コンピューター。virtue ethics & values の科学的実証や応用も遠くない将来可能となるかもしれない。

・世界的には弱者に厳しいが。

→だからこそ本当の解決策を探さなければならない。拙速にcorporate rule が主流であることを継続させその範囲で解決策を探せば、結局peopleは自分で自分の首を絞めることになる。そのやり方をしていると、どんどん格差が広がる。

例えばトランプの｢インフラ投資政策｣は、一時的には需要を喚起し従来の産業が元気を取り戻したかのように見え、その雇用者達を喜ばせるかもしれないが、長続きはしない。何故なら電力網･道路網などの基礎的社会インフラの整備は既に完了しているからだ。

例えば日産の元CEOカルロス･ゴーンは、発生主義会計での費用削減の仕方に則り、六つの工場を閉鎖し何万人もの従業員の首切りを行って、減価償却費と人件費を削減し日産のV字回復を成し遂げた。利益は急回復し、経営者達は何十億円という報酬を受けとるが、それは多くの失業者の犠牲の上に成り立っている。このやり方では、経営者と従業員の利益相反は払拭できず、富のしずくが従業員達に届くことはない。善良だったゴーンさえ狂わせる魔物がcorporate ruleには潜んでいる。教皇の言うとおりこれはmammonだ。

根本的に経済の仕組みを変えない限り、弱者に厳しい状態は続く。

＊教皇フランシスコは「聞いてください」と言っている。一人一人が何をするかが問われる。教皇フランシスコは、市民運動を集めてやろうとしている。しかし、日本のように根底にvirtue ethics & valuesの土壌がないところでは難しい。

＊もっと深く根本的に従来と異なる角度からも社会問題を考えていかないといけない、realityをre-framingしないといけない、と考える。